

一般社団法人 情報科学技術協会 表彰規程

第1条 この規程は一般社団法人情報科学技術協会（以下協会という）の目的とする活動において著しい功績があったものに対する表彰の推薦に関する取扱を定めたものである。

（表彰の種類）

第2条 協会の行う表彰は次の各号の一つに該当するものとする。

- 1) 情報業務功労賞（個人表彰）
情報業務における実務活動に功労のあった者。
 - 2) 教育・訓練功労賞（個人表彰）
情報の科学と技術に関する教育・訓練活動に功労のあった者。
 - 3) 研究発表賞
情報の科学と技術に関する研究に優秀な業績をあげ、受賞対象となる研究について発表した個人またはグループ。
 - 4) 優秀機関賞（機関表彰）
情報活動を行う機関または任意の機関に属する情報活動部門で、その活動が優秀であるもの。
 - 5) 協会事業功労賞
協会が行った出版、研修、調査、研究開発等の事業で、会員および協会に対する貢献が顕著であったもの。
 - 6) 事務局永年勤続者賞（個人表彰）
協会事務局職員として永年勤続した者（10年、20年、30年勤続）
 - 7) 奨励賞
情報の科学と技術に関する研究・実務活動において、顕著な実績があり、今後のさらなる活躍が期待される個人またはグループ。
- 2) 1) および2) の対象は正会員並びに維持会員もしくは特別会員である機関に属する個人である。
- 3) 7) の対象は正会員並びに維持会員もしくは特別会員である機関に属する個人、もしくは正会員並びに維持会員もしくは特別会員である機関に属する個人を含むグループである。

（表彰の決定）

第3条 表彰は理事会の承認を経て会長が行う。

（表彰）

第4条 表彰は表彰状を授与して行う。

- 2) 表彰には副賞または記念品をそえることができる。
- 3) 表彰は原則として毎年1回定時社員総会の日に行う。

（表彰者選考委員会の設置および構成）

第5条 表彰を適切に行うため、協会に表彰者選考委員会（以下委員会という）を置く。

- 2 前項による委員会は7名以上の10名以内の委員によって構成する。
委員には副会長1名、理事1名ないし2名を含み、それ以外の委員には、正会員ならびに維持会員もしくは特別会員である機関に属する個人から、既受賞者、学識経験者を充てる。
- 3 委員長は原則として、副会長である委員がその任に当たるものとする。

4 委員会は必要に応じて、委員以外の者を含む小委員会を設けることができる。

(委員の委嘱および任期)

第6条 委員は会長がこれを委嘱する。

2 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、この規程に基づく表彰候補者を、第2条6)を除き毎年12月までの事績にて締切って選考し、理事会に推薦するものとする。

附則

1. この規程は、昭和59年(1984年)4月23日から施行する。
2. 1991年8月に第2条、第7条を改定。
改定部分については1991年度から実施する。
3. 2006年7月19日開催の理事会において規程に改定し、一部を整序した。
4. 2008年11月25日開催の理事会において、第2条5)を追加した。
5. 2014年6月26日開催の理事会において
第2条3)および5)、第5条2項、第7条1項を改定し、一部整序した。
6. 2022年5月24日会誌の理事会において、
第1条、第5条2)、第6条2)を改定し、第7条2)を削除し、一部整序した。
7. この規程は、2023年10月11日から施行する。